

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 総 則

1. 農業土木専門工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、岡山県農林水産部が発注する農業土木専門工事等のその他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 工事における基本的事項は岡山県土木工事共通仕様書を適用し、この共通仕様書はそれを補完するものであり、岡山県土木工事共通仕様書と重複し、内容に相違がある場合は本共通仕様書が優先する。
3. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「岡山県公共工事監督要領」、「岡山県農林土木工事検査要領」、「岡山県工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、工事執行規則に基づくものであることを認識しなければならない。
4. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
5. 設計書、特記仕様書、共通仕様書及び図面間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
6. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。
7. J I S 規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

1-1-2 適用

1. 岡山県土木工事共通仕様書第1編第1章総則及び第3編第1章総則の規定は、工事の施工について準用する。ただし、岡山県土木工事共通仕様書 1-1-2-5 設計図の摘要及び 1-1-1-26 7. イメージアップの2は適用しない。
2. 出来形数量の算出に当たっては、岡山県土木工事共通仕様書 3-1-1-5 数量の算出の規定によるものとする。

1-1-3 工事完成図

1. 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。